

第2部第5章「使用貸借」

【設例】

1. Aは、伯母Bの所有する建物甲を、Aが大学に在籍している間の住居として無償で借り受けた。Aは、以下の場合に、修理費をBに請求することができるだろうか。[構造3]

- (1) 甲の台所の排水管がつまったので、業者に修理してもらった。
- (2) 甲の屋根が台風で吹き飛んだので、業者に屋根を張り直してもらった。

2. Aは、親Bの所有する建物甲でBと同居してきた。Bが亡くなり、AとCが共同相続人になった。Bが甲に居住し続けていたところ、CがBに対して甲の賃料相当額の支払いを請求してきた。Aは、Cの請求に応える法的な義務があるだろうか。[展開2]